

国民健康保険運営協議会協議事項

日時 令和元年12月9日（月）
午後4時30分～

会場 301・302会議室（市役所3階）

国民健康保険運営協議会日程

1. 開 会

2. 市 長 挨 拶

3. 会 長 挨 拶

4. 議事録署名委員の選任

5. 協 議

協議事項 令和2年度国民健康保険税率改正について

6. そ の 他

1 保険税課税限度額の改定案について

課税限度額は国の定める法定課税限度額の範囲内で市町村が決定することとなっています。平成31年3月29日に地方税法施行令が改正され、平成31年度からの法定課税限度額は、医療分が58万円から61万円に3万円引き上げられ、後期高齢者支援金分、介護分は据え置かれました。恵庭市では、国の1年遅れで改定をしており、令和2年度において、平成31年度法定課税限度額に改定をするものです。

(1) 改定の影響（令和元年10月時点のデータから推計）

医療分	H31限度額	R2限度額	差(R2-H31)
課税限度額	58万円	61万円	3万円
限度額超過世帯数	137世帯	126世帯	▲11世帯

※後期高齢者支援金分の限度額は19万円、介護分の限度額は16万円

(2) 改定により見込まれる課税増加額（令和元年10月時点のデータから推計）

医療分	
課税増加額	3,957,729円

(3) 課税限度額を超過する所得の目安

	H31限度額(58万円)	R2限度額(61万円)
1人世帯	6,430,000円(約8,470,000円)	6,780,000円(約8,860,000円)
2人世帯	6,140,000円(約8,150,000円)	6,490,000円(約8,540,000円)
3人世帯	5,850,000円(約7,830,000円)	6,200,000円(約8,220,000円)

※（ ）内は給与収入換算額

※ H31年度の保険税率で算出した場合に限度額を超過する所得額

2 令和2年度国保事業費納付金の試算結果について

国民健康保険事業に要する費用に充てるため市町村は北海道に納付金を納付します。また、北海道は市町村の国保運営に必要となる標準的な保険税率を算定します。

北海道は令和2年度の事業費納付金と標準保険税率の仮係数による試算を行い、11月14日に、各保険者に結果の通知がありました。

※納付金は、北海道が1月に行う確定係数を基にした本算定で確定します。

(1) 国保事業費納付金の試算結果

(単位:円)

区分	試算結果	H31年度納付金 (一般分)	R2年度納付金 (概算額)	前年度対比
医療分		1,190,150,847	1,200,450,105	10,299,258
後期高齢者支援金分		325,879,215	343,953,923	18,074,708
介護分		88,675,762	96,113,508	7,437,746
合計		1,604,705,824	1,640,517,536	35,811,712

恵庭市が北海道へ納付する令和2年度国保事業費納付金は、一般被保険者分として「約16億4,052万円」と試算されました。

今年度から約3,581万円の増額と試算されました。

医療分は、北海道において一人あたり医療費の増加等の自然増分として3.28%の伸びと試算されていること、また、全道の被保険者数に対して、恵庭市の被保険者数シェアが増加した等の要因により増額となりました。

後期高齢者支援金分、介護分は、全道の納付金総額が増額しており、それに伴いそれぞれ増額となりました。高齢人口が増加していることが要因として推測され、今後も増額傾向となることが予想されます。

(2) 標準保険税率の試算結果

		現行税率	標準保険税率	現行税率との差	標準保険税率 (市町村算定方式)	現行税率との差
医療分	所得割	8.69%	8.69%	0%	9.26%	0.57%
	均等割	25,100	32,444	7,344円	26,427	1,327円
	平等割	24,400	21,448	▲2,952円	25,793	1,393円
後期高齢者支 援金分	所得割	2.66%	2.60%	▲0.06%	2.82%	0.16%
	均等割	7,800	9,969	2,169円	8,179	379円
	平等割	7,400	6,590	▲810円	7,794	394円
介護分	所得割	1.85%	1.93%	0.08%	2.24%	0.39%
	均等割	7,300	10,117	2,817円	8,636	1,336円
	平等割	4,500	5,104	604円	5,226	726円
応能割・応益割		48 : 52	44 : 56		48 : 52	

※標準保険税率：国と道で決定した応能・応益割比率（恵庭市は44：56）に基づいて算定

※標準保険税率（市町村算定方式）：現行恵庭市の応能・応益割比率（48：52）に基づいて算定

3 令和2年度保険税率改正案について

(1) 改正税率案の算定方法

北海道が示す、納付金の納付に必要な保険税総額、標準保険税率は全道市町村を比較することが出来るように、複数の加減算項目が統一基準で算定されています。過年度保険税の滞納繰越分の収納見込額や被保険者数など、市の推計数値と相違が生じている項目がありますので、市の推計値を用いて算定を行いました。

税率の賦課割合（応能・応益割比率）は、昨年度の運営協議会において、昨年の恵庭市の賦課割合を5年かけて北海道が目指す賦課割合に近づけていく方法について承認していただきましたが、今年度の当初賦課の結果、応能・応益割比率が48：52となり、北海道が目指す激変緩和終了後の賦課割合47：53に近づいたことから、来年度の賦課割合は今年度から据置いて算定を行いました。

(2) 改正税率案①

平成30年度第3回運営協議会において、累積赤字解消のために道支出金の保険者努力支援制度交付金を赤字解消に充てていきたいと説明いたしました。北海道において納付金の納付に必要な保険税総額、標準保険税率を算出する際に、保険者努力支援制度交付金は市の歳入として保険税引き下げ財源に使用されます。そのため、来年度の交付見込額約2,597万円を納付金の納付に必要な保険税総額の医療分に上乗せして税率を算定した結果が改正税率案①となります。

	所得割	均等割	平等割
医療分	9.61%	27,500円	26,500円
後期高齢者支援金分	2.95%	8,600円	8,100円
介護分	2.35%	9,100円	5,600円

(3) 改正税率案②

平成30年度に北海道財政安定化基金から1億円借入し、その償還金が令和2年度は3,400万円あることから、借入金の償還を優先させ、償還期間の令和4年度までは従前同様に保険者努力支援制度交付金を医療分の保険税引き下げ財源に使用するとして税率を算定した結果が改正税率案②となります。後期高齢者支援金分、介護分は改正税率案①と同様です。

	所得割	均等割	平等割
医療分	9.38%	26,800円	25,900円
後期高齢者支援金分	2.95%	8,600円	8,100円
介護分	2.35%	9,100円	5,600円

(4) 改正税率案①と現行税率との差

	所得割	均等割	平等割
医療分	0.92%	2,400円	2,100円
後期高齢者支援金分	0.29%	800円	700円
介護分	0.50%	1,800円	1,100円

(5) 改正税率案②と現行税率との差

	所得割	均等割	平等割
医療分	0.69%	1,700円	1,500円
後期高齢者支援金分	0.29%	800円	700円
介護分	0.50%	1,800円	1,100円

(6) 基盤安定繰入金の影響額

保険基盤安定制度は、低所得者の保険税軽減分の補填や、保険税軽減の対象となった被保険者数に応じて、平均保険税額の一定割合を公費で補填する制度。税率改正により、軽減該当額、平均保険税額が増加、上昇するため、公費負担も増加します。

	区分	恵庭市負担分		国負担分		道負担分		一般会計繰入額 (法定繰入)
		金額	負担割合	金額	負担割合	金額	負担割合	
現行税率	保険税軽減分	61,132	(1/4)	0	0	183,397	(3/4)	244,529
	保険者財政支援分	32,159	(1/4)	64,319	(1/2)	32,159	(1/4)	128,637
	合計	93,292		64,319		215,556		373,166
改正案①影響額 (負担増加額)	保険税軽減分	67,372	(1/4)	0	0	202,115	(3/4)	269,486
	保険者財政支援分	34,973	(1/4)	69,946	(1/2)	34,973	(1/4)	139,892
	合計	102,345		69,946		237,088		409,378
改正案①影響額(負担増加額)		9,053		5,628		21,532		36,212

改正案②影響額 (負担増加額)	保険税軽減分	66,200	(1/4)	0	0	198,601	(3/4)	264,801
	保険者財政支援分	34,345	(1/4)	68,690	(1/2)	34,345	(1/4)	137,379
	合計	100,545		68,690		232,946		402,180
改正案②影響額(負担増加額)		7,254		4,371		17,390		29,014

税率改正による影響額

別紙1

上段:年税額 中段:増加率 下段:増加額	ア. 単身世帯(40歳～64歳) ※介護あり				イ. 単身世帯(～39歳、65歳～74歳) ※介護なし				ウ. 2人世帯(40歳～64歳) ※介護あり				エ. 2人世帯(～39歳、65歳～74歳) ※介護なし				オ. 3人世帯(介護ありが2人、介護なしが1人)				カ. 3人世帯(介護なしが3人)			
	A.現行	B.標準(市)	C.改正案①	D.改正案②	A.現行	B.標準(市)	C.改正案①	D.改正案②	A.現行	B.標準(市)	C.改正案①	D.改正案②	A.現行	B.標準(市)	C.改正案①	D.改正案②	A.現行	B.標準(市)	C.改正案①	D.改正案②	A.現行	B.標準(市)	C.改正案①	D.改正案②
所得なし	22,800	24,400	25,600	25,200	19,300	20,300	21,200	20,800	34,900	37,400	39,000	38,400	29,200	30,700	31,900	31,300	44,800	47,800	49,900	49,000	39,100	41,100	42,800	41,900
		107.0%	112.3%	110.5%		105.2%	109.8%	107.8%		107.2%	111.7%	110.0%		105.1%	109.2%	107.2%		106.7%	111.4%	109.4%		105.1%	109.5%	107.2%
		1,600	2,800	2,400		1,000	1,900	1,500		2,500	4,100	3,500		1,500	2,700	2,100		3,000	5,100	4,200		2,000	3,700	2,800
50万円 (給与115万円) (年金170万円)	60,600	65,200	67,900	66,800	51,600	54,500	56,600	55,500	80,600	86,800	90,400	89,000	68,000	71,800	74,600	73,200	97,100	104,100	108,500	106,700	84,500	89,100	92,700	90,900
		107.6%	112.0%	110.2%		105.6%	109.7%	107.6%		107.7%	112.2%	110.4%		105.6%	109.7%	107.6%		107.2%	111.7%	109.9%		105.4%	109.7%	107.6%
		4,600	7,300	6,200		2,900	5,000	3,900		6,200	9,800	8,400		3,800	6,600	5,200		7,000	11,400	9,600		4,600	8,200	6,400
100万円 (給与約167万円) (年金220万円)	164,800	177,800	185,100	182,300	140,700	149,000	154,700	151,900	181,700	196,100	204,200	201,100	154,100	163,100	169,500	166,400	163,100	175,700	183,100	180,200	141,200	149,500	155,500	152,600
		107.9%	112.3%	110.6%		105.9%	110.0%	108.0%		107.9%	112.4%	110.7%		105.8%	110.0%	108.0%		107.7%	112.3%	110.5%		105.9%	110.1%	108.1%
		13,000	20,300	17,500		8,300	14,000	11,200		14,400	22,500	19,400		9,000	15,400	12,300		12,600	20,000	17,100		8,300	14,300	11,400
150万円 (給与約240万円) (年金270万円)	230,800	249,400	259,700	255,700	197,400	209,400	217,600	213,600	271,000	292,700	304,900	300,200	230,300	244,000	253,700	249,000	274,000	295,400	307,700	302,800	237,100	251,200	261,200	256,300
		108.1%	112.5%	110.8%		106.1%	110.2%	108.2%		108.0%	112.5%	110.8%		105.9%	110.2%	108.1%		107.8%	112.3%	110.5%		105.9%	110.2%	108.1%
		18,600	28,900	24,900		12,000	20,200	16,200		21,700	33,900	29,200		13,700	23,400	18,700		21,400	33,700	28,800		14,100	24,100	19,200
200万円 (給与約311万円)	296,800	321,000	334,200	329,100	254,200	269,800	280,300	275,200	337,000	364,300	379,400	373,600	287,100	304,400	316,400	310,600	369,900	399,000	415,500	409,000	320,000	339,100	352,500	346,000
		108.2%	112.6%	110.9%		106.1%	110.3%	108.3%		108.1%	112.6%	110.9%		106.0%	110.2%	108.2%		107.9%	112.3%	110.6%		106.0%	110.2%	108.1%
		24,200	37,400	32,300		15,600	26,100	21,000		27,300	42,400	36,600		17,300	29,300	23,500		29,100	45,600	39,100		19,100	32,500	26,000
250万円 (給与約380万円)	362,800	392,600	408,800	402,500	310,900	330,200	343,200	336,900	403,000	435,900	454,000	447,000	343,800	364,800	379,300	372,300	435,900	470,600	490,100	482,400	376,700	399,500	415,400	407,700
		108.2%	112.7%	110.9%		106.2%	110.4%	108.4%		108.2%	112.7%	110.9%		106.1%	110.3%	108.3%		108.0%	112.4%	110.7%		106.1%	110.3%	108.2%
		29,800	46,000	39,700		19,300	32,300	26,000		32,900	51,000	44,000		21,000	35,500	28,500		34,700	54,200	46,500		22,800	38,700	31,000
300万円 (給与約442万円)	428,800	464,200	483,300	475,900	367,700	390,600	405,900	398,500	469,000	507,500	528,500	520,400	400,600	425,200	442,000	433,900	501,900	542,200	564,600	555,800	433,500	459,900	478,100	469,300
		108.3%	112.7%	111.0%		106.2%	110.4%	108.4%		108.2%	112.7%	111.0%		106.1%	110.3%	108.3%		108.0%	112.5%	110.7%		106.1%	110.3%	108.3%
		35,400	54,500	47,100		22,900	38,200	30,800		38,500	59,500	51,400		24,600	41,400	33,300		40,300	62,700	53,900		26,400	44,600	35,800
400万円 (給与約568万円)	560,800	607,400	632,400	622,700	481,200	511,400	531,500	521,800	601,000	650,700	677,600	667,200	514,100	546,000	567,600	557,200	633,900	685,400	713,700	702,600	547,000	580,700	603,700	592,600
		108.3%	112.8%	111.0%		106.3%	110.5%	108.4%		108.3%	112.7%	111.0%		106.2%	110.4%	108.4%		108.1%	112.6%	110.8%		106.2%	110.4%	108.3%
		46,600	71,600	61,900		30,200	50,300	40,600		49,700	76,600	66,200		31,900	53,500	43,100		51,500	79,800	68,700		33,700	56,700	45,600
500万円 (給与約689万円)	692,800	750,600	781,500	769,500	594,700	632,200	657,100	645,100	733,000	793,900	826,700	814,000	627,600	666,800	693,200	680,500	765,900	828,600	862,800	849,400	660,500	701,500	729,300	715,900
		108.3%	112.8%	111.1%		106.3%	110.5%	108.5%		108.3%	112.8%	111.1%		106.2%	110.5%	108.4%		108.2%	112.7%	110.9%		106.2%	110.4%	108.4%
		57,800	88,700	76,700		37,500	62,400	50,400		60,900	93,700	81,000		39,200	65,600	52,900		62,700	96,900	83,500		41,000	68,800	55,400
600万円 (給与約800万円)	824,800	893,800	930,600	916,300	708,200	753,000	782,700	768,400	865,000	937,100	957,000	957,000	741,100	787,600	800,000	800,000	897,900	949,500	957,000	957,000	774,000	800,000	800,000	800,000
		108.4%	112.8%	111.1%		106.3%	110.5%	108.5%		108.3%	110.6%	110.6%		106.3%	107.9%	107.9%		105.7%	106.6%	106.6%		103.4%	103.4%	103.4%
		69,000	105,800	91,500		44,800	74,500	60,200		72,100	92,000	92,000		46,500	58,900	58,900		51,600	59,100	59,100		26,000	26,000	26,000
700万円 (給与約911万円)	935,100	960,000	960,000	960,000	800,000	800,000	800,000	800,000	942,400	960,000	960,000	960,000	800,000	800,000	800,000	800,000	942,400	960,000	960,000	960,000	800,000	800,000	800,000	800,000
		102.7%	102.7%	102.7%		100.0%	100.0%	100.0%		101.9%	101.9%	101.9%		100.0%	100.0%	100.0%		101.9%	101.9%	101.9%		100.0%	100.0%	100.0%
		24,900	24,900	24,900		0	0	0		17,600	17,600	17,600		0	0	0		17,600	17,600	17,600		0	0	0

・・・1000世帯以上

・・・300～600世帯

・・・100～299世帯

・・・50～99世帯

・・・10～49世帯

無色 ・・・9世帯以下

A.現行			
	医療	支援	介護
所得割	8.69%	2.66%	1.85%
均等割	25,100	7,800	7,300
平等割	24,400	7,400	4,500

B.標準(市町村算定方式)			
	医療	支援	介護
所得割	9.26%	2.82%	2.24%
均等割	26,427	8,179	8,636
平等割	25,793	7,794	5,226

C.改正案①			
	医療	支援	介護
所得割	9.61%	2.95%	2.35%
均等割	27,500	8,600	9,100
平等割	26,500	8,100	5,600

D.改正案②			
	医療	支援	介護
所得割	9.38%	2.95%	2.35%
均等割	26,800	8,600	9,100
平等割	25,900	8,100	5,600